

【特集】 ご存じですか？地域の身近な相談相手 「民生委員・児童委員」



市内では、地域の皆さんに寄り添う身近な相談相手として、民生委員・児童委員が活動しています。今回はその活動内容をご紹介します。

民生委員・児童委員とは？

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、「児童委員」も兼ねています。

住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、関係機関などへの「つなぎ役」も担っています。

社会福祉の精神をもって活動する無報酬のボランティアです。ただし、活動に必要な交通費、通信費などの実費は支払われます。

任期は3年（再任可）で大村市の定員191人のうち、5月1日現在174人の委員がいます。委員の中には、子どもたちを支援する主任児童委員もいます。

主任児童委員は、民生委員・児童委員や学校・関係機関と連携し、子どもたちの健やかな育成に取り組んでいます。

民生委員制度の歴史

民生委員制度は、1917年（天正6年）に岡山県で誕生した「済世顧問制度」が始まりで、翌1918

年（大正7年）に大阪府で「方面委員制度」が発足し、1928年（昭和3年）には方面委員制度が全国に普及しました。1946年（昭和21年）、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められました。この間も、一貫して生活困窮者の支援に取り組み、特に戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしています。

どうやって選ばれるの？

町内会から推薦を受け、市の推薦会や県の審査を経て、厚生労働大臣から委嘱されます。3年おきに全国で一斉に改選が行われるほか、欠員が出た場合は、その都度選任が行われます。



民生委員・児童委員のマーク

幸せのめばえをしめす4つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員をしめす双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

見守る・支える・つなぐ

こんな活動をしています

訪問や見守り活動

一人暮らしや二人暮らしの高齢者世帯などを定期的に訪問しています。



関係機関との連携

学校や地域包括支援センターなどの関係機関との情報交換や、施設などへの訪問を行っています。



子どもたちの安全を守る活動

登下校の見守り活動や通学路周辺のパトロール活動などを行っています。



定例会や研修会の開催

月一回の定例会や年数回の勉強会、研修会を実施し、地域の課題を共有したり、委員同士の意見交換を行っています。



地域の皆さんからの相談対応

民生委員・児童委員は、皆さんと同じ立場で相談に応じ、必要であれば、福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たしています。

こんな時はご相談ください

- ・生活に関する悩みや不安、気になることがあるとき
- ・子どもから高齢者まで、困りごとがあるとき
- ・福祉サービスについて知りたいとき
- ・子育て、学校生活上での不安や悩みがあるとき

※個人のプライバシーは、守秘義務によって守られます。安心してご相談ください。



お住いの地域の民生委員・児童委員がわからないときはお問い合わせください。

● 福祉総務課（内線151）

● 民生委員児童委員協議会連合会

※月・火・木曜日（9～12時）

☎ 47・5950

私たちは、地域の身近な相談相手です

新型コロナウイルス感染症は、これまでの生活様式を一変させました。

このため、私たち委員の日頃の見守り、相談、支援活動に支障をきたしており、地域住民の方々にご迷惑とご不便をおかけしているところです。

新型コロナウイルスの終息には時間がかかりそうですが、今こそ目配りや気配りをより一層徹底し、高齢者、子育て支援、子どもたちの見守り、生活上での困りごとなどに寄り添い、身近で暮らす隣人の一人として相談・支援活動に努めてまいります。



大村市民生委員児童委員協議会連合会
会長 犬束 義昭